大阪市サイクリングロードガイドマップ

淀川リバーサイドサイクルライン

① 菅原城北大橋

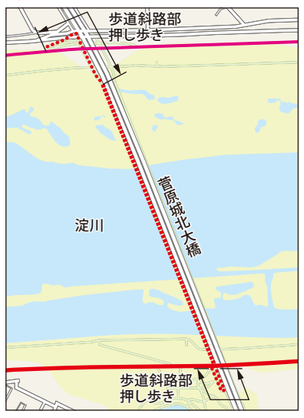

③ 天満橋

② 毛馬町

⑤ 高見

④ 淀屋橋～天神橋

⑥ 伝法

凡例

- 高速道路
- 国道
- 府道・県道
- 主要地方道
- その他道路
- 行政境界
- 171 国道番号
- 42 府道・県道番号
- 公園
- 起終点・拠点施設・休憩施設
- トイレ
- SHOP 協力店舗（トイレ使用可能）

N

1:50000

0 500 1000 1500 2000

©GeoTechnologies Inc. & CHIRI Geographic Information Service Co., Ltd.

大和川リバーサイドサイクルライン

⑦ フェリーターミナル駅

⑧ 南港東

⑨ 新明治橋

自転車は道路のどこを通ればいいの？

自転車歩行者専用道路

本マップでの線種 ——

- 自動車やバイクは通行できません。

自転車歩行者道

本マップでの線種 ……

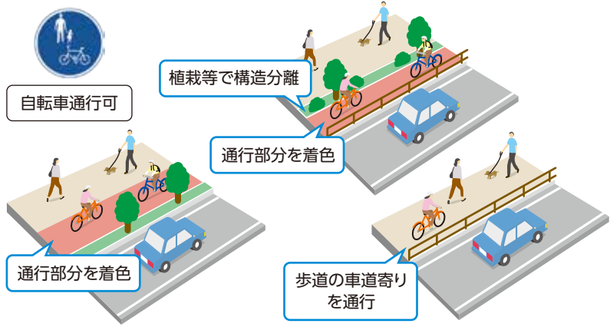

- 自転車は、自転車歩行者道では**歩道の車道寄りを歩行者優先で通行**しなければなりません。

車道混在（自転車と車を車道で混在）

本マップでの線種 >>>>>>>>>>>>>>>>

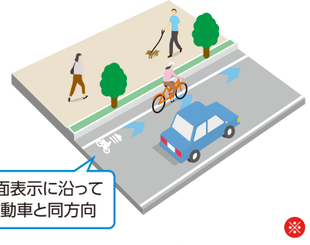

- 自転車は、**路面表示（青い矢羽根）に沿って車道の左端を自動車と同方向に通行**します。
- 自動車やバイクも矢羽根上を通行することができます。

自転車通行環境が整備されていない道路

本マップでの線種：車道 – – – – 押し歩き ……

車　道

- 「普通自転車通行可」標識のない歩道の道路では、**車道の左端を自動車と同方向に通行**します。

歩道（橋梁部等）

- 車道通行できない場合、**橋などの斜路部は押し歩き**となります。

自転車道（構造的な分離）

本マップでの線種 ——

- 自転車は、自転車道のある道路では**自転車道を通行**しなければなりません。

自転車専用通行帯（視覚的な分離）

- 自転車は、自転車専用通行帯のある道路では**自転車専用通行帯を通行**しなければなりません。
- 自動車やバイクは自転車専用通行帯を通行できません。

※ 車道上を安全に通行することができない場合や、普通自転車の運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人の場合には歩道を徐行で通行することができます。

参考文献：名古屋国道事務所ホームページ